

長井市告示 271号

長井市空家バンク実施要綱を次のように定める。

平成29年12月15日

長井市長 内谷 重治

長井市空家バンク実施要綱

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、空家及び空地（以下「空家等」という。）の有効活用を通じ、定住の促進及び地域の活性化を図るため、空家等の売買及び賃貸借に関する情報提供を行う、当市の空家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 次のアからカまでのいずれにも該当する建築物及びこれに附属する工作物並びにその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

ア 市内に存在する現に使用されていない（近く使用しなくなるものを含む。）居住用または事業用の建築物

イ 賃貸、分譲等を目的とした建築物でないもの

ウ 安全性に問題がない建築物であるもの

エ 未登記の建築物でないもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、建築物の状態、周囲の環境等により、当該建築物を利用することについて、利用希望者に不利益を及ぼすおそれがないもの

カ 建築物に係る所有権を有する者と当該建築物の所在する土地に係る所有権を有する者が異なる場合は、建築物に係る所有権を有する者が空家バンクに当該建築物を登録することについて、当該土地に係る所有権を有する者から同意を得ている建築物であるもの

(2) 空地 市内に存在する土地であって、現に使用されていない（近く使用しなくなるものを含む。）ものをいう。

(3) 所有者等 空家等に係る所有権により当該空家等の売却、賃貸等を行う権利を有する者をいう。

- (4) 利用希望者 空家等の購入又は賃借により、空家等に移住又は利用を希望する者をいう。
- (5) 空家バンク 所有者等が売却又は賃貸を行う意思（売却及び賃貸の双方の意思による場合を含む。）のある空家等を利用希望者に当市が情報を提供する仕組みをいう。
- (6) 協力事業者 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会山形県本部（以下これらを「協会等」という。）の会員のうち、空家バンクにおける空家等の媒介を行う者として協会等より空家バンクに協力する旨の通知のあった宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて同法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営む者をいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空家バンクに登録された空家等（以下「登録物件」という。）について、空家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

（協定の締結）

第4条 市長は、空家バンクを円滑に運営するため、協会等と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 協力事業者の募集
- (2) 協力事業者による空家等の売買又は賃貸借に係る契約交渉の仲介
- (3) その他空家バンクの実施に関し必要な事項

（登録の申込等）

第5条 空家バンクにその所有する空家等を登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、長井市空家バンク登録同意書（別記様式第1号）（以下「同意書」という。）及び空家情報カード（別記様式第3号）（以下「情報カード」という。）及び添付書類（土地・建物の登記事項全部証明書、申請者の顔写真付き身分証明書）を市長に提出するものとする。ただし当該物件所有者は税金等の滞納がない者に限る。また、現に不動産業者に斡旋依頼している物件については登録することはできない。

2 申込者及び利用登録者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 暴力団（長井市暴力団排除条例（平成24年市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（長井市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 国の規定する反社会的勢力に属する者
- (4) 前3号に掲げるものと密接な関係を有する者

3 市長は、第1項の同意書の提出があったときは、協力事業者と連携する等、

その内容を審査の上、適当であると認められたものについて、空家バンクに当該空家等情報を登録するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 前条第3項の規定による空家バンクの登録を受けた申込者(以下「物件登録者」という。)は、空家バンクに登録された事項(以下「物件登録事項」という。)に変更があるときは、再度、同意書及び情報カードを速やかに市長に提出するものとする。

(登録事項の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、物件登録事項を取消しし、空家バンクから削除する。

- (1) 当該空家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 空家バンクに登録された日が属する年度の翌年度の4月1日から2年を経過したとき。
- (3) 物件登録者より当該物件の登録削除依頼書(別記様式第4号)が提出されたとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、空家バンク台帳に登録することが不相当であると認めるとき。

(物件登録事項の提供)

第8条 市長は、物件登録事項のうち、次に掲げる事項を当市の空家バンクサイトへの掲載その他の方法により公開するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 売却又は賃貸の区分
- (3) 所在地(字まで)
- (4) 写真
- (5) 希望価格
- (6) 概要(築年、構造、間取り、面積等)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(空家等利用者の申し込み)

第9条 空家バンクにより空家等を利用する者(以下「利用者」という。)は、空き家バンク利用申込書(別記様式第5号)及び誓約書(別記様式第6号)に必要な事項を記入し申し込むものとする。

2 利用者は次の要件を満たすものとする。

- (1) 第5条2項を遵守する者
- (2) 空家等に定住し、自然環境、生活文化等に対する理解を深め、よき住民として生活することに努める者

(3) 空家等を使用し、産業又福祉、教育、文化、芸術もしくは地域活動を行うことにより、地域の活性化に寄与するよう努める者

(4) その他市長が適当と認めた者

(交渉結果報告の提出)

第10条 協力事業者は、媒介契約をした登録物件の売買、賃貸等について利用希望者と交渉を行い、交渉が成立した場合は、その結果について長井市空家バンク交渉結果報告書(別記様式第2号)により遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 市長は、登録物件の売買、賃貸借等に関する交渉及び契約の締結については、直接関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 物件登録者及び協力事業者は、空家バンクから知り得た個人情報を取り扱うに当たり、長井市個人情報保護条例(平成15年市条例第1号)の規定の趣旨に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。

(2) 無断で個人情報を複製し、又は複製しないこと。

(3) 個人情報を損傷し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(5) 個人情報の漏えい、損傷、滅失等の事故が発生したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、空家バンクの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。